

第6回庄原市行政評価委員会 会議録（摘録）

1. 開催日時 令和2年10月7日（水）
開 会：13時26分
閉 会：15時22分
2. 開催場所 庄原市役所 5階 第2委員会室
3. 出席委員 石川芳秀 委員（委員長） ・ 清水孝清 委員（副委員長）
若林隆志 委員 ・ 水戸美代子 委員
箕越美紀子 委員
4. 欠席委員 名越圭佑 委員 ・ 檀上理恵 委員
5. 出席職員

総務部	税務課長		伊吹 美智子
	税務課	市民税係長	酒井 伴子
生活福祉部	高齢者福祉課長		下森 一克
企画振興部	企画課長		東 健治
	企画課	企画調整係	辻村 哲農
	林業振興課長		掛札 靖彦
	林業振興課	林業振興係長	原田 雄太
環境建設部	都市整備課長		久保 隆治
	都市整備課	建築係長	藤谷 克信
総務部	行政管理課長		加藤 武徳
	行政管理課	行政管理係	小林 裕美
6. 傍聴者 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第6回庄原市行政評価委員会次第

令和2年10月7日（水）13：30から
庄原市役所 5階 第2委員会室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 評価意見の総括

(1) 庄原地区租税教育推進協議会負担金 資料1

(2) 緊急通報体制整備事業 資料2

4. 評価意見の検討

(1) 有害鳥獣防除事業（鳥獣被害防止総合対策交付金事業） 資料3

(2) ひろしまの森づくり事業 資料4

5. 評価対象事業の説明

(1) 県立広島大学連携事業 資料5-1～3

(2) 木造住宅耐震改修促進事業補助金 資料6-1～5

6. その他

次回評価委員会議	第7回行政評価委員会 ・令和2年10月14日（水）13時30分～ ・5階第1委員会室
評価シート提出期限	令和2年10月11日（日）

7. 閉 会

会 議 経 過

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

会議は1ヵ月ぶりとなります。寒暖の差が大きくなりましたが、体調管理にご留意いただきながら、ご協議をお願いします。

3. 評価意見の総括

(1) 庄原地区租税教育推進協議会負担金

総括意見	評価：拡充
次代を担う児童・生徒に、税の意義や役割を正しく理解してもらい、納税意識や税の使い道への関心の向上に寄与する租税教育は必要な事業である。協議会構成員である市は、前例にとられることなく、児童・生徒の意欲がわくような事業となるよう（参加賞等の充実など）、協議会でしっかり議論されたい。	

(2) 緊急通報体制整備事業

総括意見	評価：現行どおり
高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために必要な事業である。 民生委員・児童委員等協力員に係る課題（なり手不足や負担の増大）解決を図られるとともに、より効果的な事業とするため、まずは所有者情報及び機器等の適時更新管理の仕組みを構築されたい。	

4. 評価意見の検討（ 内は評価シート記載意見）

(1) 有害鳥獣防除事業（鳥獣被害防止総合対策交付金事業）

委員 【① 現行どおり】

イノシシ等の有害鳥獣による被害は膨大なものになっており、これの対策は行政の重要な課題であり、補助事業は必要であると思う。イノシシも年々学習能力が向上し、対策に苦慮している農家が多い中で、共同での防護柵設置など地域を挙げた取り組みも必要と考える。

委員 【② 現行どおり】

本事業については平成23年度より実施して10年目を迎えている。この間防護柵設置では423km179地区、事業費で158百万円と捕獲柵購入事業費と合計では165百万円と多額の事業費となっている。一方イノシシ等の被害は減少に至らず農家は苦慮している。そうした中で、防護柵の管理期間は14年と長く、高齢化等が進む集落にとっては、その管理は難しく、行政からの管理の方法や指導等も必要に思える。また、今後シカに対する対策も必要となり、早めにシカの捕獲に努められたい。

南部を中心にシカの出没があり、高い防護柵が必要となるなど大変なため、早め

の対策が必要と考える。

委員 【③ 現行どおり】

鳥獣被害は全国的な問題であり収穫期に向けてさらに被害の増加が予想される。
他に効果を高める防除方法があればいいのだが現時点では捕獲と防止柵の両面から被害を減らしていく方法しかない気がする。
防止柵設置作業については地域の協力体制なくしては不可能な気がする。

委員 【④ 現行どおり】

有害鳥獣の防除には持続的な取組が必要と感じる。本事業は、有害鳥獣の防除の一策を担うものとする。各種団体と連携しながら効率的な有害鳥獣の防除につながるよう取り組んでいただきたい。

委員 【⑤ 現行どおり】

有害鳥獣の防除については、捕獲班による箱わな等による防除、及び個人の地域の自己防衛により被害を最小化すべく尽力されており、本事業の継続を望みます。
次の点について、事業をより効果的なものとするため検討頂ければと思います。
(1) 現在、猟期以外の捕獲については、農作物の被害を受けている農家等の申請によりイノシシ・シカについて、捕獲奨励金が出ているが、猟期中も猟期外の奨励金に一定割合をかけ、奨励金を出す仕組みを検討してはどうでしょうか。
捕獲班のモチベーション向上と、捕獲の拡大につながるものと思います。
(2) 捕獲班の高齢化に対応するため、箱わなにセンサーを取り付け、センサーが作動した箱わなの映像を映し、それが捕獲班のスマホに自動転送される、そのような仕組みを導入することにより、捕獲の効率化が図られ、捕獲作業の軽減がなされると思います。高齢化の対応に寄与するものと思います。

- 事務局 (1) 冬場の作物は被害に合うことが少ないこと等から自衛捕獲許可は出していない。
(2) 電子機器導入による負担軽減については、様々製品が出ており、金額面や使用方法等に難しい点もあるが、有効と考えており、状況を注視しながら検討していきたい。

委員

【⑥ 現行どおり】

当事業への評価としては「現行どおり」となりますが、「現行の事業には問題ないので、そのまま継続すれば良い」という意味ではないです。「箱わな等経費への助成」「集落からの要望に基づいた、防除柵資材への助成」という本事業が有効となるよう、関連の他の事業も充実させていただきたいと考えます。具体的には、猟友会との連携の在り方（一方猟友会の方からは、農繁期に『罾にかかったから仕留めてくれ』という依頼があり、大変だ…という声も聞きます）、猟友会会員を増やす努力（メンバーの高齢化も問題と聞きます）、害獣が里へ下りないように山林を整備すること。若者たちに猟に参加してもらって、「収穫祭（＝猪、鹿、鮎…）」を行う、山と里の関係について座学を行う等、猟に関心を持つ・身近に感じる若者たちを増やす事業も必要ではないでしょうか。

委員

【⑦ 現行どおり】

イノシシの侵入防止柵の効果は高いと思う。シカやサルなどほかの有害鳥獣もいるが、まずは被害額の大きいものから減らすべきと考える。被害が頻繁に起こっているのに、管理の問題から設置ができない場所に関しては打開策を練ってほしい。

委員

令和3年度予算計上への見込みについて。

事務局

先般、地域要望調査書を配布したところ。この事業は、国の総合対策交付金であるため全てが採択されるとは限らないが、要望に沿えるよう努めていく。

また、市独自事業についても予算確保に努める。

委員

個人で罾を購入し、設置は可能か。

事務局

捕獲罾についても補助の対象となっているが、捕獲するには免許と捕獲許可が必要。

また、免許を持っているということであれば、最終処分まで責任を持って対応していただくようお願いしたい。

—総括意見—

委員長

「現行どおり」とする。

(2) ひろしまの森づくり事業

委員

【① 拡充】

森林は水源涵養や環境保全に重要な役割を果たしています。しかし、所有者の高齢化や、立木の価格が低迷していることから手入れがされていない森林が多くなっている中で、森づくり事業は有効な事業であると思います。今後有効的で効率的な森林整備事業を進めてほしい。

委員 【②その他の見直し】

近年、木材価格の低迷などで森林に対する山主の関心は低く、森林所有者の高齢化、不在地主の増加や森林の境界不明など山林への課題は多い。また、広範囲な森林の皆伐による災害の誘発など課題が山積している。そうした中で、本事業は平成 19 年度より実施されており、近年は多額(1 億円余)の事業費を充てて実施している。その内容は人工林対策と里山林対策に大別されるが、里山林においては、整備の施業後数年で元の山林に戻るなど、管理等に課題があるように思える。また、令和元年度から始まった森林環境譲与税との兼ね合いなど納税者にしっかりとした説明が必要に思える。

委員 【③現行どおり】

森林の地主境界を明確化する事と自主的な森林管理意識の醸成を図ることにより山林の価値を高める狙いがあると思われる。
現行どおりの事業継続を要望する。

外材に押され、材の価格が安く、境界の自覚が無い方が山を持つようになり、更に山の価値が下がる。

山も財産であり、若い世代への引き継ぎが図れないか。

委員 【④拡充】

庄原市は広大な森林面積を持ち、森林整備は必要な事業である。森林の活用も検討いただきながら、広島県に対して事業継続を積極的に要望していただきたい。

委員 【⑤拡充】

県内有数の森林面積を有する庄原市にとって本事業は有効なものと考えます。その上で、小規模な森林所有者にとっては、そのメリット、その仕組み、そして、この制度を利用するための手続き等、ほとんど知られていないのが現状ではないでしょうか。

庄原市の林業振興係の方が地域に出向いて頂き、説明会等を開催していただければ、より理解が深まるのではないのでしょうか。もちろん「出前トーク」という制度(申請が必要)もありますが、振興係の方から出てきていただければ、「是非、この制度を知って欲しい」という熱意が伝わるのではないのでしょうか。

委員 【⑥その他の見直し】

当事業は、全額が県の事業であり、事業者（森林組合等）が実施しよう（できる）と考える内容について申請を行い、それが年度ごとに実施されているということなのですが、1億4千万円もの大きな事業費がある中で、それが本当に「庄原市の森林のため」に生かされていると言えるのかどうか、今回の評価期間では確信が持てませんでした。市の面積の半分近くを占める森林を、いかに生かすか・荒らさないかは、庄原市にとって人口減少問題と同じくらいの、喫緊の課題ではないかと考えます。しかし、国産材の価格が低迷し、「山が金を生まない」現状のなか、1億4千万円ものお金が「庄原の森林を守るために」毎年助成されているのだとすれば、それは願ってもない大チャンスなのではないでしょうか。その金額を、「しなければならぬ事業」のみを対象にして淡々と消化していくのではなく、その一部でも、100年後の庄原を見据えた将来への投資として、事業を起こすとか新たな試みは行えないのでしょうか。…と言いますか、行ってほしいです。

委員 【⑦拡充】

山の管理は大切と考える。昔は地域ぐるみで薪などを得るために近くの山の手入れを行ってきたが、現在はそういうこともなく、荒れていく一方である。また、山に関しての知識も乏しくなっており、専門業者に任せるしかない。施業後の森林管理も所有者から委託してもらうなど工夫が必要と思われる。PRの方法も見直し、広く知ってもらうことを望む。

委員 人工林面積に占める施業実績面積割合の8%というのは森づくり事業としての面積であり、他事業での実績は含んでいないものか。

事務局 そのとおり。

他にも国の補助事業があり、森林組合等を中心に森林の管理がされている。

今後の新たな森林管理制度については、自ら管理する意思がある山については、森づくり県民税で対応し、対処がわからない、意思が無い山については、今後、森林環境譲与税で自治体が管理することになる。

この事業は5年1期で、現在3期の4年目となり、来年度で終了。4期目については、まだ県で検討中。広島県民にとっては、この県民税と令和6年度からの環境譲与税の負担が発生することになるため、いかに住民の皆さんにご理解いただくかという説明が重要になってくると考えている。

委員 担い手が不足しているという状況であれば、林業そのものを業として起業した場合、経営が成り立つのか。

事務局 事業主体は森林組合が多いが、近年は、森林組合を退職した比較的若い方が新たに起業し、下請けを含めて事業を行っている例もある。

補助事業を取り入れないと黒字化は難しい。

国の別事業となるが、新たな森林経営管理制度は、県が認定する「意欲と能力のある林業経営体」に対し、山林の管理委託をするものであり、この事業では、山林管理に関する全てのことを請け負わなければならないというのではなく、伐採・植栽等管理業務ごとに他者への請負による施業も可能であり、今後新しい事業者が

参入しやすくなると思われる。

また、近年、異業種参加している事業所も見受けられる。

委員 森林環境譲与税事業と森づくり事業は、森林所有者へ意向を伺ってから始まる事業か。

事務局 そのとおり。

別事業ではあるが、新たな森林経営管理制度の対象が推定2万haあり、昨年度から15年間での意向調査を進めているところ。

これにより、自ら管理できない山林については、市が管理するようになっていく。

委員 近年、皆伐等により、森林の保水力が無く、土砂災害等が発生しやすい環境にある。皆伐は届け出が必要か。規制はあるのか。

事務局 皆伐するには2通りある。

(1) 森林所有者と森林組合が中心となって策定している森林経営計画（5年）があり、皆伐後は、次の再生を図る必要があるが、義務ではない。天然更新（自然に広葉樹等が生えること）での計画もある。

(2) 伐採届。許可ではなく届け出。植林するためには費用と時間が必要となることから、天然更新の例が多い。

現在、市では、甲奴郡森林組合を除く3つの森林組合が、再生協議会を立ち上げ、木材取引の際に支払う負担金で基金を積み立て、植林を促す活動に充てる活動をしている。

次の植生の維持に努めていく必要があると考えている。

委員 調査とはどのような手法か。聞取りは難しいのか。

事務局 2万haに対する所有者への調査であり、聞取りは難しいため、まずは書面で対応する。森林組合に委託し、アンケート用紙による意向を確認していくが、災害が発生しそうな場所等、優先順位を付けて対応していく。

— 総括意見 —

委員長 「拡充」とする。

5. 評価対象事業の説明

(1) 県立広島大学連携事業

— 事務局より評価シート及び資料に基づき説明 —

委員 以前、マツタケ山再生やどんぐりコロコロ豚等、様々な研究をされ、その成果発表会もあったが、この連携事業とは関係ないのか。

事務局 市の研究開発助成事業としては、平成17年度から始まったが、結果に結びつきづらかったこともあり、平成26年度で終了し、現在は無い。

現在は大学の予算として「地域課題解決研究事業」として対応いただいている状

況。

委員 連携事業はほとんど無いということか。

事務局 金銭的には無い。

委員 比和では、作業田植えに学生が参加し、にぎやかで、地域の事を見てもらえる機会でもあった。今はそのような連携も無いのか。

事務局 サークル「ファーマーズハンズ」は現在もあるが、主となる学生が卒業し、活動は縮小している。先週は西城で作業されている。

委員 「地域課題解決研究事業」は、連携事業の一端ではあるのか。

事務局 連携事業ということで取り組んでいる。庄原市だけではなく、県内他自治体でも包括協定を結んでいる。市の予算は伴わず、大学へ事業申請し、採択されると、大学予算での研究事業となる。

委員 令和2年度事業「空き家活用による定住施策の推進について」の現状はどうか。

事務局 後日資料提供。

委員 定例会の構成員について、市民公開講座は教育委員会で受け付け等されていたかと思うが、所管が代わったのか。

事務局 市民公開講座としては教育委員会の生涯学習課が所管。

委員 産学官連携の所管は商工観光課、本事業は企画課、所管区分の理由は何か。

事務局 大学誘致の際に企画課が所管しており、そのほか、研究開発として市の課題解決に向けた取り組みということで県立広島大学と関わってきた。

産学官連携については、企画課が関わってきた経緯もあるが、「産」の部分が大きいことから、商工観光課で所管している状況。

委員 もっと学生に庄原市を知ってもらい、あるいは市民がキャンパスに行き、学生とつながりを持つなど、手法の検討が必要ではないか。若者定着のチャンスを逃しているのではないかと感じる。

事務局 650名の学生が、4年間庄原の地で学び、多くは卒業と共に去る。関係人口として将来にわたって庄原市に関わりを持っていただけるようになればと考える。

委員 大きな目的に対しての予算が少額で、評価が難しい。

最近の若者が主体的に動くことは想定しづらいので、市として、学生が地域の行事に参加する働きかけをしていき、来てもらう・知ってもらう機会を作ることが大事。話し合いと講座の場だけでは、交流はどんどん無くなっていくのではないか。

事務局 学生に伺う中では、地域行事に参加してみたいという意向もある。

自治振興区からも、交流はしてみたいが、どこへどう相談してよいか分からないという声もある。つなぎ合わせができれば良いのではないかと考えている。

委員 今年度はコロナ下で事業が難しい状況にはあるが、所管課としては拡充していきたいという考えであり、今後しっかり予算を付けて実施していただきたい。

(2) 木造住宅耐震改修促進事業補助金

－ 事務局より評価シート及び資料に基づき説明 －

- 委員 調査をしても工事に至らないということであるが、耐震工事費用はどの程度か。
- 事務局 規模にもよるが、200～350万円程度と伺っている。
ただし、合わせてリフォームを考える方も多く、耐震以外の部分を含め総額1千万円超過となることもあり、診断に伴っての改修工事に至っていないと考えている。
- 委員 国の補助が1/2あるため、希望者が少なくても止めない要因となっているのか。なぜ基準が昭和56年なのか。
- 事務局 昭和53年の宮城県沖地震を受け、昭和56年に建築基準法が大きく改定された。
- 委員 どの程度の震度を想定しているのか。
- 事務局 要綱第2条第5項の上部構造評点1.0とは震度5強～6弱で倒壊しない程度のこと。
- 委員 本市での最大震度はどのくらいだったのか。
- 事務局 資料を持ち合わせていないが、5強は無かったかと思う、5弱ではないか。
- 委員 その際に倒壊した建物が無かった事もあり、みんな心配していないのではないのか。
県内のほとんどで耐震診断補助をしており、廿日市市・江田島市は無料となっているが、庄原市では無料は難しいのか。
- 事務局 考えていない。耐震補助については、診断だけではなく、工事に対する補助等もあり、工事については、本市では補助制度があるが、無い自治体もある。
- 委員 補助率23%とは何か。
- 事務局 一般木造住宅、個人所有財産への公的な補助を直接は難しい面があり、耐震改修工事をする際に借入等されることも多いかと思うが、23%とは、10年程度の借入金の金利相当となり、利子補給の性質を持つ。
- 事務局 沿岸部の砂地盤と違い、庄原市は岩盤であり、揺れや液状化現象は少ないため、危機意識は薄いかと思うが、できればこの制度を多くの方に使って欲しい思いがある。国土交通省も国土強靱化計画を打ち出しており、法面強靱化や液状化対策を打ち出しているため、その情報を入手された方から、この補助事業についての問い合わせ等が、今後増えると想定している。
- 委員 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内への建築に対して、移転等への補助は無いのか。また、建築に対して規制は無いのか。
- 事務局 コンパクトシティということで、できるだけ安全な場所に居住していただきたいと考えているが、住み慣れた場所から移転することは難しい面もあり、市として、コンクリート擁壁や家の強靱化に係る補助制度がある。建築物土砂災害対策改修促進事業補助金は、上限75万9千円で、外壁改修工事や防護壁設置工事への補助であり、活用いただきたい。

直接、法面保護等の対策は建設課所管事業で対応することとなる。

特別警戒区域等でも建築は可能であるが、確認申請が必要であり、構造規制がかかるため、建築自体が割高にはなる。禁止ではない。

委員 チラシはいつ各戸配布されたのか。

事務局 平成30年7月上旬と令和2年5月に配布。

6. その他

事務局 (次回会議、提出資料等について説明。)

7. 閉 会